

(參考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和2年11月16日現在

又、2.高野町(平成24年1月20日付)に於ける上級松原をもつて構成する区域に限る。宮原町(平成25年2月1日付)に於ける上級松原をもつて構成する区域に限る。 大船町(平成24年11月20日付)に於ける上級松原をもつて構成する区域に限る。羽泽町(平成25年2月1日付)に於ける

³⁸³ 桐原広志・鶴澤・福島「原子力発電所から20メートル離れた園田町に限る」、*長崎市立郷土資料館*、(昭和25年3月)付資料により設置された神浦園田町に限る。また施設は「施設開設された神浦園田町に限る」。

旧小伏木町・旧筑波村・旧木崎村・旧大野村・旧山田村(筑波山)の区域に限る。)、本宮町(旧白石村)、伯利保村(旧日高村)及び旧本宮町の区域に限る。)、腰掛町(旧日高村及び旧腰掛町の区域に限る)、八国见町(旧大木戸村及び旧坂村の区域に限る)、須賀川町(旧西坂村の区域に限る)、いわき市(白山町村の区域に限る)、川俣町(旧筑石村の区域に限る)、三春町(旧白石村の区域に限る)、大玉村(旧日高村の区域に限る)。

*4 福島県福島市（旧福島町）・新小国村・旧立子村・旧松川村・旧原町村・旧下郷村及び旧田村の区域に限る。）（郡市）（旧久喜山町の区域に限る。）（市町）（市）（都路町）・駅前町・中学生町・船引町・山下町・荒原町・常葉町・柳原町並びに内に有る林福寺・森林管理組合・251林班地の一部、252林班地・253林班地の一部、258林班地から「270林班地」・283林班地・300林班地及び301林班地

（川内村、平成24年3月30日付け指示により設定された「畜舍制限区域」及び「避難指示解除準備区域」に限る。）
（茅野市、平成25年3月7日付け指示により設定された「帰還困難区域」を除く区域に限る。）

^{※6}福島県南相馬市(平成24年3月10付)における「既設された居住制限区域に及ぶ避難指示解除準備区域に限る」、川俣町(平成28年8月7日付)における「既設された居住制限区域に及ぶ避難指示解除準備区域に限る」、鶴岡町・高岡町(平成25年3月7日付)における「既設された居住制限区域に及ぶ避難指示解除準備区域に限る」、双葉町(平成25年5月7日付)における「既設された居住制限区域に及ぶ避難指示解除準備区域に限る」、浪江町(平成28年3月7日付)における「既設された居住制限区域に及ぶ避難指示解除準備区域に限る」。

区域を除く)に限る。)川内村(平成24年3月7日付け指針により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域を除く。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指針により設定された帰還困難区域を除く)に限る。)及び飯坂村(平成24年6月15日付け指針により設定された帰還困難区域を除く)に限る。)

*8 損保日本は、平成24年3月10日付指示により「算定された保険金額を除むる被保険者区域に限る。」、「JR、JR東海、JR西日本が平成25年3月15日付指示により「算定された保険金額を除むる被保険者区域に限る。」及びJR東北が平成24年6月15日付指示により「算定された保険金額を除むる被保険者区域に限る。」。

因避難区域を「区域A・B・C」に分類する。大船町(平成24年1月30日付)に示すように既定された避難誘導区域は、区域A・B・Cに限る。双葉町(平成25年3月7日付)に示すように既定された避難誘導区域は、区域A・B・Cに限る。尾瀬町(平成25年3月7日付)に示すように既定された避難誘導区域は、区域A・B・Cに限る。及び飯島村(平成24年3月15日付)に示すように既定された避難誘導区域は、区域A・B・Cに限る。

※9 福島県川俣町(平成25年6月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

*10 福島県大船渡市(平成24年11月30日付)に示すに上じて「特定ナガル」は「福島県選定区域」に該当する。
※11 福島県大船渡市(平成25年3月7日付)に示すに上じて「認定ナガル」は「福島県選定区域」に該当する。

*11 福島県大熊町で平成24年11月30日付で「市街地を除く」を「帰還困難区域を除く」に改正。平成24年3月17日付で「市街地を除く」を「帰還困難区域を除く」に改正。
*11 福島県大熊町で平成24年11月30日付で「市街地を除く」を「帰還困難区域を除く」に改正。平成24年3月17日付で「市街地を除く」を「帰還困難区域を除く」に改正。令和3年3月1日に改正規則が緩和された区画を除く)を除く(区域に限る)。双葉町で平成25年6月7日付で「市街地を除く」を「帰還困難区域を除く(区域に限る)。」

※12 当県界において飼養している牛について、「県外への移動(1ヶ月未満の牛のものを除く)」及び「畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和2年11月16日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市(ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く)、十和田市(ナラタケ、ブナハリタケ、ムキタケ、ナメコを除く)、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く)、階上町(ナラタケ、クリタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市(旧大東町、旧東山町及び旧藤沢町を除く)、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	ワラビ(野生のものに限る。)	陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	白石市、東松島市、蔵王町、富谷市 仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧若柳町及び旧一迫町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町、旧小斎村、旧筆甫村及び旧大内村の区域を除く。)
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	氣仙沼市、大崎市
	ゼンマイ(野生のものに限る)	丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	ワラビ(野生のものに限る。)	大崎市、加美町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、瀧川及びその支流並びに瀧川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、行方市、小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	北茨城市
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、北茨城市、高萩市、石岡市、大子町、桜川市、笠間市
	キノコ類(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、城里町、大子町
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
	肉	イノシシの肉
水産物		全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和2年11月16日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	こしあぶら(野生のものに限る。)*1	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。)*1	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉渕町に限る。)、沼田市(旧沼田市及び旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)及び川場村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
ヤマドリの肉		全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村 十日町市、上越市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、御代田町、木島平村、野沢温泉村
肉	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

*1 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの

(參考資料 2)

※*****の箇所は、出荷制限の範囲

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和2年11月16日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和2年11月16日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和2年11月16日現在

シカの肉

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和2年11月16日現在

第十一章

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和2年11月16日現在

被処罰	出荷規制
水産物	H24.8.10~H25.1.25解禁：鹿児島県内の鹿児島港のうち日光市・足別町内の区域（支度を含む。ただし、鹿串川との合流点から下流の部分に限り。）
	H24.9.10~H25.1.26解禁：大野川（支度を含む。）
	H24.9.10~H25.1.26解禁：日向川（支度を含む。）
	H24.5.1~H25.1.26解禁：鹿児島県内の鹿児島港のうち日光市・鹿屋市の区域（支度を含む。）
ワイル（支度を除く。）	H24.5.1~H24.9.28解禁：大河川（支度を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。）
	H24.5.30~H24.9.28解禁：荒井川（支度を含む。）
	H24.5.30~H25.1.25解禁：荒井川（支度を含む。）及び鹿児島県内の荒川港のうち荒川港の上流（支度を含む。ただし、鹿屋ダムの上流及びその支流を除く。）
牛の肉	H23.8.2~H24.1.26解禁：鹿児島（鹿児島県内）
イノシシの肉	H23.12.1~H24.1.26解禁：鹿児島（鹿児島県内）
	H23.12.1~H24.1.26解禁：熊本（熊本県内）
その他	H23.7~H24.6.1解禁：鹿児島（鹿児島県内）
	H23.2~H25.3.31解禁：鹿屋港

埼玉県		出荷制限
農作物 キノコ類(生のものに限る。)	H24.10.19～：椎茸類、苦竹類 H24.10.29～：生の椎茸類 H24.11.5～：馬鹿芋類	

千葉県	出荷制圖
ホクレンシワ	H23.4.4～4.22解説：旭市、香取市、多古町
シナノ、サンザンイ、サンザニ	H23.4.4～4.22解説：旭市
ハゼリ	H23.4.4～4.22解説：旭市
セリ	H23.4.4～4.22解説：旭市
タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解説：市原市、木更津市
	H24.4.8～H25.1.14解説：市原市
	H24.4.8～H25.3.21解説：佐倉市
	H24.4.8～H25.3.21解説：印西市
	H24.4.8～H25.3.21解説：成田市
	H24.4.8～H25.3.21解説：柏市
	H24.4.8～H25.3.21解説：船橋市
	H24.4.8～H25.3.21解説：習志野市
	H24.4.8～H25.3.21解説：千葉市
	H24.4.13～H25.10.23解説：市原市
高麗物	H23.3.6.31～：霞ヶ浦子
	H23.10.11～H24.10.14解説：霞ヶ浦子（ただし、島の実る育管計画にしづき管理される高木シタケ（施場栽培）は出荷制圖の対象から除く。）
	H23.10.12～H24.10.14解説：霞ヶ浦子
	H23.10.23～H24.10.26解説：霞ヶ浦子
	H24.2.23～H25.1.25解説：霞ヶ浦子（ただし、島の実る育管計画にしづき管理される高木シタケ（施場栽培）は出荷制圖の対象から除く。）
	H24.4.10～：霞ヶ浦子
	H24.4.19～：八千代市
	H24.4.19～：印西市
	H24.4.19～：千葉市
	H24.4.19～：柏市
原木シタケ（園地栽培）	H23.10.11～H24.10.14解説：山武市（ただし、島の実る育管計画にしづき管理される高木シタケ（施場栽培）は出荷制圖の対象から除く。）
	H23.10.12～H24.10.14解説：山武市（ただし、島の実る育管計画にしづき管理される高木シタケ（施場栽培）は出荷制圖の対象から除く。）
	H23.10.23～H24.10.26解説：山武市（ただし、島の実る育管計画にしづき管理される高木シタケ（施場栽培）は出荷制圖の対象から除く。）
	H24.4.10～H25.3.15解説：山武市（ただし、島の実る育管計画にしづき管理される高木シタケ（施場栽培）は出荷制圖の対象から除く。）
	H24.4.19～H25.3.15解説：山武市（ただし、島の実る育管計画にしづき管理される高木シタケ（施場栽培）は出荷制圖の対象から除く。）
原木シタケ（施設栽培）	H24.4.19～H25.3.15解説：山武市（ただし、島の実る育管計画にしづき管理される高木シタケ（施場栽培）は出荷制圖の対象から除く。）
	H24.4.19～H25.3.15解説：山武市（ただし、島の実る育管計画にしづき管理される高木シタケ（施場栽培）は出荷制圖の対象から除く。）
水産物	ゼンバ
	H23.1.3～：夷隅川河口周辺を除く千葉県（夷隅川河口周辺を除く千葉県）
	H23.1.3～：夷隅川河口周辺を除く千葉県（夷隅川河口周辺を除く千葉県）
	H23.1.3～：夷隅川河口周辺を除く千葉県（夷隅川河口周辺を除く千葉県）
	H23.1.3～：夷隅川河口周辺を除く千葉県（夷隅川河口周辺を除く千葉県）
肉	コイ
	H23.1.3～：夷隅川河口周辺を除く千葉県（夷隅川河口周辺を除く千葉県）
	H23.1.3～：夷隅川河口周辺を除く千葉県（夷隅川河口周辺を除く千葉県）
	H23.1.3～：夷隅川河口周辺を除く千葉県（夷隅川河口周辺を除く千葉県）
	H23.1.3～：夷隅川河口周辺を除く千葉県（夷隅川河口周辺を除く千葉県）
その他	ワナギ
	H23.1.12～：平野部の河川や用水路うち河川の下流（曳舟港まで）、ただし、印旛野排水渠及び印旛野川の上流、兩用河川、堀川の下流、八潮川、牛久井川に年間開港を除く。）
	H23.1.12～：平野部の河川や用水路うち河川の下流（曳舟港まで）、ただし、印旛野排水渠及び印旛野川の上流、兩用河川、堀川の下流、八潮川、牛久井川に年間開港を除く。）
	H23.1.12～：平野部の河川や用水路うち河川の下流（曳舟港まで）、ただし、印旛野排水渠及び印旛野川の上流、兩用河川、堀川の下流、八潮川、牛久井川に年間開港を除く。）
	H23.1.12～：平野部の河川や用水路うち河川の下流（曳舟港まで）、ただし、印旛野排水渠及び印旛野川の上流、兩用河川、堀川の下流、八潮川、牛久井川に年間開港を除く。）
その他	イシノミの肉
	H24.1.19～H25.1.10解説：大里白浜町
	H23.3.2～H24.2.21解説：夷隅港
	H23.3.2～H24.2.28解説：夷隅港
	H23.3.2～H24.3.28解説：夷隅港、墨俣町、山武市
その他	茶
	H23.3.2～H24.3.13解説：夷隅港
	H23.3.2～H24.3.13解説：夷隅港
	H23.3.2～H24.3.13解説：夷隅港
	H23.3.2～H24.3.13解説：夷隅港

神奈川県		出荷制限
その他 茶	H23.8.2~8.29熊取、南足柄市	
	H23.8.23~9.11横浜、松田町、山北町	
	H23.8.2~10.14横浜、愛川町、清川村	
	H23.8.2~10.26横浜、相模原市	
	H23.8.27~10.26横浜、伊丹町	
	H23.8.27~10.26横浜、三浦市	
	H23.8.27~10.26横浜、逗子市	
	H23.8.27~10.26横浜、葉山町	

出荷制限

農作物	キコ類(野生のものに限る。)	H24.6.1~H24.6.15→ 高麗菜、白菜類(マツタケを除く。)
		H24.10.~H25.1.20高麗菜、白菜類(マツタケを除く。)
コシアブラ	H24.6.1~H24.6.15→ 高麗菜、白菜類(マツタケを除く。)	
	H24.10.~H25.1.20高麗菜、白菜類(マツタケを除く。)	
肉	シカの肉	H24.11.7~H25.1.20高麗菜、白菜類(マツタケを除く。) H25.1.21~H25.1.25高麗菜、白菜類(マツタケを除く。) H25.1.26~H25.1.27高麗菜、白菜類(マツタケを除く。) H25.1.28~H25.1.29高麗菜、白菜類(マツタケを除く。) H25.1.30~H25.1.31高麗菜、白菜類(マツタケを除く。)

農産物	ニコ賀(野生のものに限る。)	H26.11.5～：鹿児島市、小川町 H26.11.5～：鹿児島市、喜土町 H26.11.5～：鹿児島市
-----	----------------	--

* [REDACTED] の箇所は、出荷制服の写

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:令和2年11月16日現在

福島県	摂取制限
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)</p> <p>H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 植葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 植葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.4解除: いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、植葉町、天栄村、只見町</p> <p>H23.3.23～H25.3.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 植葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>原木シイタケ(露地)</p> <p>H23.4.13～: 飯館村</p> <p>H23.9.8～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)</p> <p>キノコ類(野生のものに限る。)</p> <p>H23.9.15～: いわき市、棚倉町</p> <p>H23.9.20～: 南相馬市</p> <p>水産物</p> <p>イカナゴの稚魚</p> <p>H23.4.20～H24.6.22解除: 全域</p> <p>ヤマメ(養殖を除く。)</p> <p>H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)</p> <p>肉</p> <p>イノシシの肉</p> <p>H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、植葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</p> <p>H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p>
※[]の箇所は摂取制限の対象	